

平成26年12月1日開会

平成26年12月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

目 次

第 1 号	平成26年度徳島県一般会計補正予算（第6号）	1頁
第 2 号	平成26年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第2号）	7
第 3 号	徳島県災害医療推進基金条例の制定について	9
第 4 号	徳島県行政手続条例の一部改正について	11
第 5 号	徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について	15
第 6 号	徳島県附属機関の委員の定数を定める条例の一部改正について	17
第 7 号	徳島県震災対策基金条例の一部改正について	19
第 8 号	徳島県地域医療介護総合確保基金条例の制定について	21
第 9 号	児童福祉法施行条例の一部改正について	23
第 10 号	徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部改正について	25
第 11 号	徳島県立鳴門渦潮高等学校管理情報棟改築工事のうち建築工事の請負契約の変更請負契約について	29
第 12 号	当せん金付証券の発売について	31
第 13 号	徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の指定管理者の指定について	33
第 14 号	徳島県立総合福祉センターの指定管理者の指定について	35
第 15 号	徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター等）の指定管理者の指定について	37
第 16 号	徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者スポーツセンター）の指定管理者の指定について	39
第 17 号	徳島県立大鳴門橋架橋記念館等の指定管理者の指定について	41
第 18 号	徳島県立美馬野外交流の郷の指定管理者の指定について	43
第 19 号	徳島県立出島野鳥公園の指定管理者の指定について	45
第 20 号	徳島県腕山放牧場の指定管理者の指定について	47
第 21 号	徳島県立神山森林公園の指定管理者の指定について	49

第 22 号	徳島県立高丸山千年の森の指定管理者の指定について	51頁
第 23 号	徳島県日峯大神子広域公園等の指定管理者の指定について	53
第 24 号	徳島県鳴門ウチノ海総合公園等の指定管理者の指定について	55
第 25 号	徳島県富田浜第一駐車場等の指定管理者の指定について	57
第 26 号	新浜町団地県営住宅等の指定管理者の指定について	59
第 27 号	徳島県立埋蔵文化財総合センターの指定管理者の指定について	61
第 28 号	徳島県藍場町地下駐車場等の指定管理者の指定について	63
第 29 号	県道の認定について	65
第 30 号	平成26年度徳島県一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について	67
報告第1号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	71
報告第2号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	73
補正予算説明		
1	平成26年度徳島県一般会計補正予算（第6号）説明書	77
(1)	歳入歳出補正予算（第6号）事項別明細書	77
1	総括	77
2	歳入	81
3	歳出	93
(2)	補正予算（第6号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書	123
(3)	補正予算（第6号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書	127
2	平成26年度徳島県特別会計補正予算説明書総括表	129
(1)	平成26年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第2号）説明書	131
補正予算専決処分説明		

1	平成26年度徳島県一般会計補正予算（第5号）専決処分説明書	137
(1)	歳入歳出補正予算（第5号）事項別明細書	137
1	総括	137
2	歳入	141
3	歳出	143

第 1 号

平成26年度徳島県一般会計補正予算（第6号）

平成26年度徳島県一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,685,512千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ494,697,334千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成26年12月1日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		千円 923,189	千円 1,700	千円 924,889
	2 負担金	647,849	1,700	649,549
9 国庫支出金		57,999,903	1,537,444	59,537,347
	2 国庫補助金	27,466,372	1,537,444	29,003,816
10 財産収入		994,693	1,000	995,693
	1 財産運用収入	584,449	1,000	585,449
12 繰入金		95,476,467	3,220,528	98,696,995
	2 基金繰入金	34,208,056	3,220,528	37,428,584
13 繰越金		8,140,656	528,840	8,669,496
	1 繰越金	8,140,656	528,840	8,669,496
15 県債		59,814,000	396,000	60,210,000
	1 県債	59,814,000	396,000	60,210,000
歳入	合計	489,011,822	5,685,512	494,697,334

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 33,584,320	千円 208,000	千円 33,792,320
	2 企画費	2,186,204	7,000	2,193,204
	4 市町村振興費	3,380,169	100,000	3,480,169
	6 防災費	5,121,287	101,000	5,222,287
3 民生費		58,782,421	749,013	59,531,434
	1 社会福祉費	41,954,493	700	41,955,193
	2 児童福祉費	10,937,317	748,313	11,685,630
4 衛生費		25,495,834	3,371,962	28,867,796
	1 公衆衛生費	5,507,844	82,837	5,590,681
	2 環境衛生費	3,361,745	1,500	3,363,245
	4 医薬費	5,947,259	3,287,625	9,234,884
5 労働費		6,458,733	1,000	6,459,733
	1 労政費	5,327,615	1,000	5,328,615
6 農林水産業費		31,084,110	281,737	31,365,847
	1 農業費	4,929,314	200,000	5,129,314

	2 園 芸 費	813,413	1,000	814,413
	4 農 地 費	9,957,859	65,000	10,022,859
	5 林 業 費	12,273,913	9,737	12,283,650
	6 水 産 業 費	2,129,571	6,000	2,135,571
7 商 工 費		64,014,497	4,000	64,018,497
	3 観 光 費	1,463,171	4,000	1,467,171
8 土 木 費		47,013,936	946,200	47,960,136
	2 道 路 橋 り よ う 費	23,044,975	203,200	23,248,175
	3 河 川 海 岸 費	11,394,029	637,000	12,031,029
	5 都 市 計 画 費	3,315,713	106,000	3,421,713
10 教 育 費		85,704,470	3,600	85,708,070
	7 保 健 体 育 費	1,108,376	3,600	1,111,976
11 災 害 復 旧 費		9,796,520	120,000	9,916,520
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	8,301,750	120,000	8,421,750
歳 出	合 計	489,011,822	5,685,512	494,697,334

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	児童福祉施設整備事業費	千円 738,313

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事項	期間	限度額
徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の管理運営協定	自平成27年度 至平成29年度	62,307千円
国際スポーツ大会キャンプ地等誘致推進業務委託契約	平成27年度	4,900千円
徳島県立総合福祉センターの管理運営協定	自平成27年度 至平成29年度	93,954千円
徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター等）の管理運営協定	自平成27年度 至平成29年度	388,698千円
徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者スポーツセンター）の管理運営協定	自平成27年度 至平成29年度	140,100千円
徳島県立美馬野外交流の郷の管理運営協定	自平成27年度 至平成29年度	43,700千円
徳島県立出島野鳥公園の管理運営協定	自平成27年度 至平成29年度	16,500千円
徳島県立高丸山千年の森の管理運営協定	自平成27年度 至平成29年度	53,676千円
徳島県立神山森林公園の管理運営協定	自平成27年度 至平成29年度	213,840千円
公園維持修繕工事請負契約	平成27年度	20,000千円

徳島県日峯大神子広域公園等の管理運営協定	自 平成27年度 至 平成29年度	537,840千円
徳島県鳴門ウチノ海総合公園等の管理運営協定	自 平成27年度 至 平成29年度	369,360千円
新浜町団地県営住宅等の管理運営協定	自 平成27年度 至 平成29年度	65,762千円
徳島県立埋蔵文化財総合センターの管理運営協定	自 平成27年度 至 平成29年度	43,625千円

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
市町村振興事業	千円 2,151,000	千円 2,251,000
河川海岸事業	4,629,000	4,925,000
計	59,814,000	60,210,000

第 2 号

平成26年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,430,262千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 123,420,262	千円 10,000	千円 123,430,262
	4 諸 収 入	61,355,340	10,000	61,365,340
歳 入	合 計	123,420,262	10,000	123,430,262

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 123,420,262	千円 10,000	千円 123,430,262
	1 中小企業・雇用対策事業費	123,420,262	10,000	123,430,262
歳 出	合 計	123,420,262	10,000	123,430,262

第三号

徳島県災害医療推進基金条例の制定について

徳島県災害医療推進基金条例を次のように定める。

平成二十六年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県災害医療推進基金条例

(設置)

第一条 医学的な配慮を必要とする要配慮者（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八条第二項第十五号に規定する要配慮者をいう。）に対する災害医療（南海トラフを震源とする巨大地震により生ずる被害その他の災害に切れ目なく対処するための医療に関する取組をいう。）を推進する事業に要する経費に充てるため、徳島県災害医療推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する事業の財源に充てる場合に限る、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

医学的な配慮を必要とする要配慮者に対する災害医療を推進する事業に要する経費に充てるため、徳島県災害医療推進基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四号

徳島県行政手続条例の一部改正について

徳島県行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県行政手続条例の一部を改正する条例

徳島県行政手続条例（平成七年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 行政指導（第三十条―第三十五条）」を「第四章 行政指導（第三十条―第三十五条）
第四章の二 処分等の求め（第三十五条の二）」に改める。

第二条第一項第三号及び第四号中「及び第三十二条」を「、第三十二条及び第三十三条第二項」に改め、同項第六号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第三条中「第四章」を「第四章の二」に改め、同条第八号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第九号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第十九条第二項第五号中「又は保佐人」を「、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

第三十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- 二 前号の条項に規定する要件
- 三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第三十四条の次に次の一条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第三十四条の二 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導

が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該行政指導の内容
- 三 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- 四 前号の条項に規定する要件
- 五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- 六 その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 処分等の求め

第三十五条の二 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 法令に違反する事実の内容
- 三 当該処分又は行政指導の内容
- 四 当該処分の根拠となる条例等又は当該行政指導の根拠となる法律若しくは条例の条項
- 五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- 六 その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行

政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(徳島県税条例の一部改正)

- 2 徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に、「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改める。

提案理由

行政手続法の一部が改正されたことに鑑み、法律又は条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度を整備する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第二項の表三十一の項中「母子及び寡婦福祉法（二）を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（二）に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、同項1中「第三十二条第四項」を「第三十一条の六第五項及び第三十二条第五項」に改め、同項2中「（令）」の下に「第三十一条の七及び」を加え、同表七十三の項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二項の表七十三の項の改正規定は、平成二十六年十二月二十四日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

地方自治法の規定による市長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市が処理することとする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六号

徳島県附属機関の委員の定数を定める条例の一部改正について

徳島県附属機関の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県附属機関の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

徳島県附属機関の委員の定数を定める条例（平成二十六年徳島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

表中 「徳島県建設工事紛争審査会」 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十五条第三項 五人以内 を 「徳島県小児慢性
徳島県建設工事

特定疾病審査会	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の四第一項	五人以内
紛争審査会	建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十五条第三項	五人以内

に改め、同表に次のように加える。

徳島県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第八条第一項	六人以内
------------	--	------

附 則

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部が改正されたこと及び難病の患者に対する医療等に関する法律が制定されたことに鑑み、徳島県小児慢性特定疾病審査会及び徳島県指定難病審査会の委員の定数を条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七号

徳島県震災対策基金条例の一部改正について

徳島県震災対策基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県震災対策基金条例の一部を改正する条例

徳島県震災対策基金条例（平成二十四年徳島県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県命を守るための大規模災害対策基金条例

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 南海トラフを震源とする巨大地震、台風による豪雨その他の異常な自然現象により生ずる大規模な災害から県民の命を守るための対策として行う当該災害の未然の防止、発生時の応急措置並びに収束後の復旧及び復興に関する事業に要する経費に充てるため、徳島県命を守るための大規模災害対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の徳島県震災対策基金条例による徳島県震災対策基金は、改正後の徳島県命を守るための大規模災害対策基金条例による徳島県命を守るための大規模災害対策基金とみなす。

提案理由

大規模な自然災害が全国的に増加している状況に鑑み、徳島県震災対策基金について、震災以外の大規模な自然災害から県民の命を守るための対策に要する経費にも充てることができることとする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八号

徳島県地域医療介護総合確保基金条例の制定について

徳島県地域医療介護総合確保基金条例を次のように定める。

平成二十六年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地域医療介護総合確保基金条例

(設置)

第一条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「法」という。）第四条第一項に規定する地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業に要する経費に充てるため、徳島県地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する事業の財源に充てる場合に限って、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 基金は、第六条の規定にかかわらず、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第四条の規定により法第六条に規定する都道府県事業とみなされる事業の財源に充てる場合に処分することができる。

提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業に要する経費に充てるため、徳島県地域医療介護総合確保基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第九号

児童福祉法施行条例の一部改正について

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成十二年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項を削り、同条第三項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。
- 2 児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十七号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる支払命令をすべき額については、なお従前の例による。

提案理由

児童福祉法の一部が改正され、小児慢性特定疾病に係る医療費助成の制度が改められたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十号

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表徳島県立阿南寮の項中「阿南市横見町」を「阿南市宝田町」に改め、同表徳島県立麻植寮の項及び徳島県立美馬寮の項を削る。

第八条中「千八百円」を「五千六百円」に改める。

第十三条を第十七条とし、第十二条の次に次の四条を加える。

（研修室の利用）

第十三条 委員会は、徳島県立徳島寮の運営に支障のない範囲内で、合宿その他委員会が認める目的のため、徳島県立徳島寮の研修室（以下「研修室」という。）を、高等学校の生徒その他これに準ずる者として委員会が認める者の宿泊に利用させることができる。

（利用の許可）

第十四条 前条の規定により研修室を利用しようとする者は、あらかじめ、委員会の許可（以下「利用の許可」という。）を受けなければならない。

（研修室の宿泊料）

第十五条 利用の許可を受けた者に対しては、一泊につき三百円の宿泊料を徴収する。

2 宿泊料は、利用の許可の申請の際、徴収する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（準用規定）

第十六条 第五条、第六条（第一項第一号に係る部分を除く）、第十条及び第十一条の規定は、利用の許可を受けた者について準用する。この場合において、第五条第一項中「寄宿舎に入舎した者（以下「舎生」という。）」とあるのは「利用の許可を受けた者」と、同条第二項中「舎生」とあるのは「利用の許可を

受けた者」と、第六条第一項中「舎生」とあるのは「利用の許可を受けた者」と、「第四条」とあるのは「第十四条」と、同条第二項中「舎生」とあるのは「利用の許可を受けた者」と、「前項」とあるのは「第十六条において準用する第六条第一項第二号」と、「第四条」とあるのは「第十四条」と、第十条の見出し中「使用料」とあるのは「宿泊料」と、同条中「寄宿舍」とあるのは「研修室」と、「使用料」とあるのは「宿泊料」と、第十一条の見出し中「使用料」とあるのは「宿泊料」と、同条中「使用料」とあるのは「宿泊料」と、「前条」とあるのは「第十六条において準用する第十条」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の表徳島県立阿南寮の項の改正規定 公布の日から起算して一年四月を超えない範囲内において規則で定める日
- 二 第十三条を第十七条とし、第十二条の次に四条を加える改正規定 公布の日から起算して一年四月を超えない範囲内において規則で定める日
- 三 第二条の表の改正規定（第一号に掲げる改正規定を除く。） 平成二十八年四月一日

(使用料の改定に伴う経過措置)

- 2 徳島県立高等学校総合寄宿舍（徳島県立麻植寮及び徳島県立美馬寮を除く。）の使用料の額は、当分の間、改正後の第八条の規定にかかわらず、一箇月（入舎の日の属する月及び退舎の日の属する月における在舎の期間は、それぞれ一箇月とみなす。）につき二千八百円とする。
- 3 徳島県立麻植寮及び徳島県立美馬寮の使用料の額は、改正後の第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正後の第八条及び附則第二項の規定は、次の各号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に定める日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「適用月」という。）以後の使用料について適用し、適用月前の使用料については、なお従前の例による。
 - 一 徳島県立徳島寮に入舎した者（男子に限る。） 附則第一項第二号に定める日
 - 二 徳島県立徳島寮に入舎した者（女子に限る。） 公布の日から起算して二年四月を超えない範囲内において規則で定める日
 - 三 徳島県立阿南寮に入舎した者 附則第一項第一号に定める日
 - 四 徳島県立美馬東部寮に入舎した者 公布の日から起算して一年四月を超えない範囲内において規則で定める日
 - 五 徳島県立三好寮に入舎した者 施行日

提案理由

徳島県立高等学校総合寄宿舎の改築等に伴い、使用料の額の適正化を図るとともに、入舎人数の減少等に鑑み、徳島県立麻植寮及び徳島県立美馬寮を廃止する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 11 号

徳島県立鳴門渦潮高等学校管理情報棟改築工事のうち建築工事の請負契約の変更請負契約について

平成25年10月21日議決を経た徳島県立鳴門渦潮高等学校管理情報棟改築工事のうち建築工事の請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

平成 26 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

請負契約書中「4 契約金額 945,000,000円」を「4 契約金額 969,320,520円」に改める。

提案理由

工事の請負契約の契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 12 号

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法により，平成27年度中において証票を次のとおり発売することができる。

平成 26 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

発売総額 10,000,000千円以内

提案理由

当せん金付証票の発売について，当せん金付証票法第4条の規定により，その限度額について議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 13 号

徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 26 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|------------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立佐那河内いきものふれあいの里 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 名東郡佐那河内村下字南林1番地17
特定非営利活動法人 大川原 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 14 号

徳島県立総合福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 26 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立総合福祉センター |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市西新浜町二丁目3番78号
社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 15 号

徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター等）の指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第6項の規定により，次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 26 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター及び視聴覚障がい者支援センター） |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市西新浜町二丁目3番78号
社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について，地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 16 号

徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者スポーツセンター）の指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 26 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者スポーツセンター） |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市一番町三丁目16番地の3
岡田企画株式会社 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 17 号

徳島県立大鳴門橋架橋記念館等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 26 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立大鳴門橋架橋記念館及び徳島県立渦の道 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市南末広町 4 番54号
株式会社ネオビエント及び一般財団法人徳島県観光協会参加グループ |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成27年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 18 号

徳島県立美馬野外交流の郷の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 26 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立美馬野外交流の郷 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 三好郡東みよし町中庄276番地1
四国開発土木株式会社 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 19 号

徳島県立出島野鳥公園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 26 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|------------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立出島野鳥公園 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 阿南市那賀川町みどり台1番地の1
株式会社 コート・ベール徳島 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 20 号

徳島県腕山放牧場の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 26 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|---------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県腕山放牧場 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 名西郡石井町浦庄字上浦531番地1
徳島県酪農業協同組合 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 21 号

徳島県立神山森林公園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 26 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立神山森林公園 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 名西郡神山町神領字西上角39番地
徳島中央森林組合 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 22 号

徳島県立高丸山千年の森の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 26 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|---------------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立高丸山千年の森 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 勝浦郡上勝町大字福原字川北30番地
一般社団法人 かみかつ里山倶楽部 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 23 号

徳島県日峯大神子広域公園等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 26 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県日峯大神子広域公園，徳島県文化の森総合公園，徳島県新町川公園及び徳島県蔵本公園 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市かちどき橋一丁目41番地
公益財団法人 徳島県建設技術センター |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 24 号

徳島県鳴門ウチノ海総合公園等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 26 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|----------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県鳴門ウチノ海総合公園及び徳島県鳴門総合運動公園 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 鳴門市撫養町南浜字東浜170番地
鳴門市 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 25 号

徳島県富田浜第一駐車場等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 26 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県富田浜第一駐車場，徳島県富田浜第二駐車場及び徳島県幸町駐車場 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市紺屋町24番地
株式会社 バル |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 26 号

新浜町団地県営住宅等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 26 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 新浜町団地県営住宅及び大麻団地県営住宅 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市かちどき橋一丁目41番地
徳島県住宅供給公社 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 27 号

徳島県立埋蔵文化財総合センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 26 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立埋蔵文化財総合センター |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 板野郡板野町犬伏字平山86番2
公益財団法人 徳島県埋蔵文化財センター |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 28 号

徳島県藍場町地下駐車場等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 26 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|-------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県藍場町地下駐車場及び徳島県松茂駐車場 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市国府町花園59番地 3
株式会社 ティビィケイ |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成27年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 29 号

県道の認定について

道路法第7条第1項の規定により、次の道路を県道に認定する。

平成26年12月1日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

認定路線名	起 点	終 点	重要な経過地	備 考
大林津乃峰線	小松島市大林町	阿南市津乃峰町		

提案理由

県道の認定について、道路法第7条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 30 号

平成26年度徳島県一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により，平成26年度徳島県一般会計補正予算（第5号）を次のとおり専決処分したので，同条第3項の規定により報告し，承認を求める。

平成 26 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成26年度徳島県一般会計補正予算（第5号）

平成26年度徳島県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ476,192千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ489,011,822千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月21日専決

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 57,523,711	千円 476,192	千円 57,999,903
	3 委託金	1,204,140	476,192	1,680,332
歳入	合計	488,535,630	476,192	489,011,822

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 33,108,128	千円 476,192	千円 33,584,320
	5 選挙費	287,328	476,192	763,520
歳出合計		488,535,630	476,192	489,011,822

報告第1号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成26年12月1日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	円 144,543	平成26年8月5日	徳島市地内	平成26年10月24日
徳島市在住 1名	47,556	平成26年8月29日	徳島市地内	平成26年10月24日
阿南市所在 1法人	147,000	平成26年9月10日	徳島市地内	平成26年10月24日

報告第2号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成26年12月1日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
板野郡上板町在住 1名	円 24,000	平成26年2月18日	板野郡上板町地内 (県道鳴門池田線)	平成26年10月31日
美馬郡つるぎ町在住 1名	102,000	平成26年4月27日	美馬郡つるぎ町地内 (県道木地屋赤松線)	平成26年10月31日
那賀郡那賀町在住 1名	66,000	平成26年6月9日	阿南市地内 (県道阿南鷺敷日和佐線)	平成26年10月31日
板野郡藍住町在住 1名	130,000	平成26年7月11日	徳島市地内 (県道徳島北灘線)	平成26年10月31日
那賀郡那賀町在住 1名	98,000	平成26年7月13日	那賀郡那賀町地内 (国道193号)	平成26年10月31日
三好市在住 1名	178,000	平成26年7月30日	三好市地内 (県道山城東祖谷山線)	平成26年10月31日
勝浦郡勝浦町在住 1名	565,000	平成26年8月3日	勝浦郡勝浦町地内 (県道阿南勝浦線)	平成26年10月31日

三好市在住 1名	59,000	平成26年8月5日	三好市地内 (県道山城東祖谷山線)	平成26年10月31日
板野郡藍住町在住 1名	87,000	平成26年8月11日	板野郡藍住町地内 (県道徳島引田線)	平成26年10月31日
那賀郡那賀町在住 1名	116,000	平成26年8月24日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成26年10月31日

補 正 予 算 説 明 書

平成26年度徳島県一般会計補正予算（第6号）説明書

歳入歳出補正予算（第6号）事項別明細書

（単位 千円）

1 総括
（歳入）

款	補正前の額	補正額	計	頁
01 県 税	70,500,000	—	70,500,000	—
02 地方消費税清算金	17,317,000	—	17,317,000	—
03 地方譲与税	12,000,000	—	12,000,000	—
04 地方特例交付金	130,000	—	130,000	—
05 地方交付税	145,000,000	—	145,000,000	—
06 交通安全対策特別交付金	290,000	—	290,000	—
07 分担金及び負担金	923,189	1,700	924,889	81
08 使用料及び手数料	4,803,032	—	4,803,032	—

款	補正前の額	補正額	計	頁
09 国庫支出金	57,999,903	1,537,444	59,537,347	83
10 財産収入	994,693	1,000	995,693	85
11 寄附金	100	—	100	—
12 繰入金	95,476,467	3,220,528	98,696,995	87
13 繰越金	8,140,656	528,840	8,669,496	89
14 諸収入	15,622,782	—	15,622,782	—
15 県債	59,814,000	396,000	60,210,000	91
歳入合計	489,011,822	5,685,512	494,697,334	—

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
01 議 会 費	951,175	—	951,175					—
02 総 務 費	33,584,320	208,000	33,792,320		100,000	7,000	101,000	93
03 民 生 費	58,782,421	749,013	59,531,434			749,013		97
04 衛 生 費	25,495,834	3,371,962	28,867,796	1,057,444		2,369,015	△54,497	99
05 労 働 費	6,458,733	1,000	6,459,733			1,000		105
06 農 林 水 産 業 費	31,084,110	281,737	31,365,847	185,000			96,737	107
07 商 工 費	64,014,497	4,000	64,018,497			4,000		113
08 土 木 費	47,013,936	946,200	47,960,136	295,000	296,000	93,200	262,000	115
09 警 察 費	22,532,647	—	22,532,647					—

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				頁
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
10 教育費	85,704,470	3,600	85,708,070				3,600	119
11 災害復旧費	9,796,520	120,000	9,916,520				120,000	121
12 公債費	84,791,199	—	84,791,199					—
13 諸支出金	18,651,960	—	18,651,960					—
14 予備費	150,000	—	150,000					—
財源振替	0	0	0			繰越金 528,840	△528,840	—
歳出合計	489,011,822	5,685,512	494,697,334	1,537,444	396,000	3,752,068	0	—

2 歳 入

(款) 07 分担金及び負担金

(項) 02 負 担 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
03 土 木 費 負 担 金	308,342	1,700	310,042	02 河 川 海 岸 費 金 負 担	1,700	県単独砂防事業費 (25/100) 1,700
計	647,849	1,700	649,549			

(款) 09 国庫支出金

(項) 02 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
03 衛生費国庫補助金	2,159,754	1,057,444	3,217,198	01 公衆衛生費 国庫補助金	2,500	感染症予防対策費(1/2) 2,500
				04 医薬費 国庫補助金	1,054,944	医療連携体制推進費(1/2) △1,500 産科医確保支援費(1/2・10/10) △19,118 歯科保健対策費(定額) △4,058 女性医師復職研修支援費(1/2) △2,496 医療施設等設備整備費(10/10) 37,094 小児救急医療拠点病院運営費(1/2) △39,446 小児救急医療支援費(1/2) △2,289 小児救急電話相談費(1/2) △8,625 地域医療確保支援費(1/2) △20,000 看護師等養成所運営費(1/2) △9,459 院内保育運営費(1/2) △23,778 看護職員資質向上推進費(定額) △4,891

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
						訪問看護推進費 (1/2) △815 看護職員確保対策費 (10/10・定額) △32,341 医療介護提供体制改革推進費 (2/3) 713,920 地域医療対策支援臨時特例費 (2/3) 472,746
05 農林水産業費国庫補助金	8,750,107	185,000	8,935,107	01 農業費国庫補助金	120,000	経営総合対策等推進費 (6/10) 120,000
				04 農地費国庫補助金	65,000	耕地災害関連事業費 (10/10) 65,000
07 土木費国庫補助金	11,772,799	295,000	12,067,799	02 河川海岸費国庫補助金	295,000	総合流域防災事業費 (1/2) 295,000
計	27,466,372	1,537,444	29,003,816			

(款) 10 財 産 収 入

(項) 01 財 産 運 用 収 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
02 利 子 及 び 配 当 金	397,068	1,000	398,068	01 利子及び配当金	1,000	地域医療介護総合確保基金積立金利息 1,000
計	584,449	1,000	585,449			

(款) 12 繰 入 金

(項) 02 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
04 二十一世紀創造基金繰入金	21,396,013	684,500	22,080,513	01 二十一世紀創造基金繰入金	684,500	
16 安心こども基金繰入金	313,308	738,313	1,051,621	01 安心こども基金繰入金	738,313	
28 道路整備利用促進基金繰入金	34,700	11,000	45,700	01 道路整備利用促進基金繰入金	11,000	
29 少子化対策緊急強化基金繰入金		12,200	12,200	01 少子化対策緊急強化基金繰入金	12,200	
30 地域医療介護総合確保基金繰入金		1,774,515	1,774,515	01 地域医療介護総合確保基金繰入金	1,774,515	
計	34,208,056	3,220,528	37,428,584			

(款) 13 繰越金

(項) 01 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 繰越金	8,140,656	528,840	8,669,496	01 繰越金	528,840	
計	8,140,656	528,840	8,669,496			

(款) 15 県 債
(項) 01 県 債

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 総 務 債	5,351,000	100,000	5,451,000	01 市町村振興費債	100,000	地域総合整備資金貸付金 100,000
05 土 木 債	13,619,000	296,000	13,915,000	03 河川海岸費債	296,000	総合流域防災事業費 291,000 県単独砂防事業費 5,000
計	59,814,000	396,000	60,210,000			

3 歳 出

(款) 02 総 務 費

(項) 02 企 画 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 企画総務費	1,193,780	500	1,194,280			繰入金 500		08 報 償 費	160	1 企画調整費 500
								12 役 務 費	40	
								14 使用料及び 賃借料	300	
02 計画調査費	248,058	6,500	254,558			繰入金 6,500		08 報 償 費	300	1 広域交流連携推進費 6,500
								11 需 用 費	577	
								12 役 務 費	10	
								13 委 託 料	5,513	
								14 使用料及び 賃借料	100	
計	2,186,204	7,000	2,193,204			7,000				

(項) 04 市町村振興費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
03 地域振興費 対策費	2,353,871	100,000	2,453,871		100,000			21 貸付金	100,000	1 地域整備推進費 地域総合整備資金貸付金 100,000	
計	3,380,169	100,000	3,480,169		100,000						

(項) 06 防 災 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国支出金	地方債	その他					
01 防災総務費	5,038,498	101,000	5,139,498				101,000	08 報 償 費	72	1 防災対策指導費 災害医療推進基金積立金 事務費	101,000 100,000 1,000
								09 旅 費	90		
								11 需 用 費	68		
								12 役 務 費	770		
								25 積 立 金	100,000		
計	5,121,287	101,000	5,222,287				101,000				

(款) 03 民 生 費

(項) 01 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
03 老人福祉費	25,744,136	700	25,744,836			繰入金 700		13 委 託 料 700	1 要援護老人対策費 700	
計	41,954,493	700	41,955,193			700				

(項) 02 児童福祉費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特定財源			一般財源	区	分		金	額
				国支出金	地方債	その他						
01 児童福祉費 総務費	5,968,541	10,000	5,978,541			繰入金 10,000		11 需用費	100	1 児童健全育成対策費	10,000	
								12 役員費	100	地域婚活支援費補助金	5,000	
								13 委託料	4,800	事務費	5,000	
								19 負担金、補助 及び交付金	5,000			
04 児童福祉費 施設費	451,487	738,313	1,189,800			繰入金 738,313		19 負担金、補助 及び交付金	738,313	1 児童福祉施設整備事業費	738,313	
										保育所整備事業費補助金	109,425	
										認定こども園整備事業費補助金	628,888	
計	10,937,317	748,313	11,685,630			748,313						

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
								19 負担金、補助 及び交付金	75,453	感染専門医療従事者養成費補助金 9,973 周産期医療従事者育成確保費補助金 22,500 事務費 1,184	
							20 扶 助 費	4,970			
計	5,507,844	82,837	5,590,681	2,500		77,837	2,500				

(項) 02 環境衛生費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
03 環境衛生費 指導費	1,827,228	1,500	1,828,728				1,500	08 報償費	282	1 一般環境対策費 1,500	
								09 旅費	836		
								11 需用費	382		
計	3,361,745	1,500	3,363,245				1,500				

(項) 04 医 薬 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
02 医 務 費	4,722,479	3,272,625	7,995,104	1,126,228		財収 1,000 繰入金 2,179,837	△34,440	07 賃 金 1,555	1 医療衛生費 3,272,625	
								08 報 償 費 6,841	医療施設スプリンクラー等整備事業費 補助金 37,094	
								09 旅 費 4,028	地域医療情報ネットワーク体制整備費 補助金 502,630	
								11 需 用 費 19,272	在宅医療・介護連携体制構築費補助金 2,100	
								12 役 務 費 2,433	在宅医療人材育成費補助金 33,500	
								13 委 託 料 25,807	在宅医療提供体制整備事業費補助金 179,953	
								14 使用料及び 賃借料 3,340	在宅推進医師確保等支援センター設置支援 事業費補助金 236,000	
								15 工事請負費 27,394	地域医療従事者等養成確保費補助金 9,000	
								18 備品購入費 16,585	若手医師・女性医師等養成確保費補助金 84,610	
								19 負担金、補助 及び交付金 1,384,370	医療従事者勤務環境改善費補助金 226,000	
								25 積 立 金 1,781,000	歯科医療従事者養成確保事業費補助金 33,206	
									看護職員養成確保費補助金 40,277	
									地域医療介護総合確保基金積立金 1,781,000	
									事務費 107,255	
									2 財源振替	

03 保健師等 指導管理費	530,306	0	530,306	△71,284		繰入金 95,341	△24,057			1 財源振替
04 薬務費	52,164	15,000	67,164			繰入金 15,000		19 負担金、補助 及び交付金	15,000	1 薬事生産指導費 在宅医療提供拠点薬局整備等事業費補助金 15,000
計	5,947,259	3,287,625	9,234,884	1,054,944		2,291,178	△58,497			

(款) 05 労働費

(項) 01 労政費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
01 労政総務費	5,228,556	1,000	5,229,556			繰入金 1,000		09 旅 費	228	1 次世代育成支援対策費 1,000	
								11 需用費	72		
								13 委託料	700		
計	5,327,615	1,000	5,328,615			1,000					

(款) 06 農林水産業費

(項) 01 農 業 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節 分		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 農業総務費	4,064,622	200,000	4,264,622	120,000			80,000	19 負担金、補助 及び交付金	200,000	1 経営総合対策等推進費 経営体育成支援事業費補助金 200,000
計	4,929,314	200,000	5,129,314	120,000			80,000			

(項) 02 園 芸 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
02 園芸振興費	514,861	1,000	515,861				1,000	13 委託料	1,000	1 新鮮とくしまブランド戦略対策費 1,000
計	813,413	1,000	814,413				1,000			

(項) 04 農 地 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国支出金	地方債	その他					
03 農地防災 事業費	1,382,914	65,000	1,447,914	65,000				19 負担金、補助 及び交付金	65,000	1 耕地災害関連事業費 事業費補助金	65,000
計	9,957,859	65,000	10,022,859	65,000							

(項) 05 林 業 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
06 治山費	3,117,162	9,737	3,126,899				9,737	13 委託料	9,737	1 県単独治山事業費 9,737
計	12,273,913	9,737	12,283,650				9,737			

(項) 06 水産業費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
07 漁港管理費	88,754	6,000	94,754				6,000	12 役 務 費 13 委 託 料 14 使用料及び 賃 借 料 15 工事請負費	500 2,500 500 2,500	1 県管理漁港維持補修費 6,000
計	2,129,571	6,000	2,135,571				6,000			

(款) 07 商 工 費

(項) 03 観 光 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 観 光 費	1,463,171	4,000	1,467,171			繰入金 4,000		13 委 託 料	4,000	1 観光交流推進費 4,000
計	1,463,171	4,000	1,467,171			4,000				

(款) 08 土 木 費

(項) 02 道路橋りょう費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 道路維持費	2,481,589	203,200	2,684,789				203,200	12 役 務 費 34,200	1 道路維持修繕費 203,200	
								13 委 託 料 100,000		
								15 工事請負費 69,000		
計	23,044,975	203,200	23,248,175				203,200			

(項) 03 河川海岸費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
02 河川改良費	5,529,234	619,000	6,148,234	295,000	291,000		33,000	11 需用費	8,120	1 総合流域防災事業費 619,000	
								13 委託料	40,880		
								15 工事請負費	285,000		
								17 公有財産 購入費	6,000		
								22 補償、補填 及び賠償金	279,000		
03 砂防費	4,906,089	18,000	4,924,089		5,000	分,負 1,700	11,300	11 需用費	240	1 県単独砂防事業費 8,000	
								13 委託料	960	2 砂防維持修繕費 10,000	
								15 工事請負費	16,800		
計	11,394,029	637,000	12,031,029	295,000	296,000	1,700	44,300				

(項) 05 都市計画費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
03 公園費	1,183,758	106,000	1,289,758			繰入金 91,500	14,500	11 需用費	1,500	1 公園維持修繕費 106,000	
								13 委託料	9,000		
								15 工事請負費	95,500		
計	3,315,713	106,000	3,421,713			91,500	14,500				

(款) 10 教 育 費

(項) 07 保 健 体 育 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国支出金	地 方 債	そ の 他					
01 保 健 体 育 費 総 務 費	286,859	2,000	288,859				2,000	08 報 償 費	20	1 学校安全管理指導費	2,000
								09 旅 費	80		
								11 需 用 費	1,852		
								12 役 務 費	48		
02 体育振興費	821,517	1,600	823,117				1,600	13 委 託 料	1,600	1 県民総体育推進費	1,600
計	1,108,376	3,600	1,111,976				3,600				

(款) 11 災害復旧費

(項) 02 土木施設災害復旧費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明		
				特定財源				区	分		金	額
				国支出金	地方債	その他						
04 河川等施設 災害復旧費	6,790,000	120,000	6,910,000				120,000	13 委託料	120,000	1 災害査定設計委託費 120,000		
計	8,301,750	120,000	8,421,750				120,000					

補正予算（第6号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（当該年度提出に係る分）

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国支出金	地 方 債	そ の 他	
徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の管理運営協定	千円 62,307		千円	自 平成27年度 至 平成29年度	千円 62,307	千円	千円	千円 2,346	千円 59,961
国際スポーツ大会キャンプ地等誘致推進業務委託契約	4,900			平成27年度	4,900				4,900
徳島県立総合福祉センターの管理運営協定	93,954			自 平成27年度 至 平成29年度	93,954			27,822	66,132
徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター等）の管理運営協定	388,698			自 平成27年度 至 平成29年度	388,698	49,559		6,078	333,061

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国支出金	地 方 債	そ の 他	
徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者スポーツセンター）の管理運営協定	千円 140,100		千円	自 平成27年度 至 平成29年度	千円 140,100	千円	千円	千円	千円 140,100
徳島県立美馬野外交流の郷の管理運営協定	43,700			自 平成27年度 至 平成29年度	43,700			867	42,833
徳島県立出島野鳥公園の管理運営協定	16,500			自 平成27年度 至 平成29年度	16,500			1,173	15,327
徳島県立高丸山千年の森の管理運営協定	53,676			自 平成27年度 至 平成29年度	53,676				53,676
徳島県立神山森林公園の管理運営協定	213,840			自 平成27年度 至 平成29年度	213,840			288	213,552

公園維持修繕工事請負契約	20,000			平成27年度	20,000				20,000
徳島県日峯大神子広域公園等の管理運営協定	537,840			自 平成27年度 至 平成29年度	537,840			138,189	399,651
徳島県鳴門ウチノ海総合公園等の管理運営協定	369,360			自 平成27年度 至 平成29年度	369,360			76,419	292,941
新浜町団地県営住宅等の管理運営協定	65,762			自 平成27年度 至 平成29年度	65,762				65,762
徳島県立埋蔵文化財総合センターの管理運営協定	43,625			自 平成27年度 至 平成29年度	43,625				43,625

補正予算（第6号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み						当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			補正前の額	補 正 額	計
		補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計			
1 普 通 債	千円 578,011,193	千円 36,485,000	千円 396,000	千円 36,881,000	千円 53,048,588	千円 53,048,588	千円 561,447,605	千円 396,000	千円 561,843,605	
(1) 土 木	384,289,601	20,073,000	296,000	20,369,000	37,256,946	37,256,946	367,105,655	296,000	367,401,655	
(9) 総 務	52,750,226	5,491,000	100,000	5,591,000	2,465,817	2,465,817	55,775,409	100,000	55,875,409	
合 計	901,897,367	69,682,000	396,000	70,078,000	70,775,000	70,775,000	900,804,367	396,000	901,200,367	

平成26年度徳島県特別会計補正予算説明書

(単位 千円)

総括表

区 分	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				国支出金	地方債	その他
中小企業・雇用対策事業特別会計	123,420,262	10,000	123,430,262			10,000
合 計	281,949,246	10,000	281,959,246			10,000

平成26年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第2号）説明書

歳入歳出補正予算（第2号）事項別明細書

1 歳 入

(款) 01 中小企業・雇用対策事業収入

項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
04 諸 収 入	61,355,340	10,000	61,365,340			
01 貸付金元利収入	61,351,340	10,000	61,361,340	01 中小企業・雇用 対策推進費 造成資金 貸付金元利収入	10,000	利子 10,000
計	123,420,262	10,000	123,430,262			

2 歳 出

(款) 01 中小企業・雇用対策事業費

項 目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
中小企業・ 01 雇用対策 事業費	123,420, 262	10,000	123,430, 262			10,000				
中小企業 01 ・雇用対 策事業費	123,420, 262	10,000	123,430, 262			諸収入 10,000		13 委 託 料	10,000	1 中小企業・雇用対策推進費 10,000
計	123,420, 262	10,000	123,430, 262			10,000				

補正予算専決処分説明書

平成26年度徳島県一般会計補正予算（第5号）専決処分説明書

歳入歳出補正予算（第5号）事項別明細書

（単位 千円）

1 総括
（歳入）

款	補正前の額	補正額	計	頁
01 県 税	70,500,000	—	70,500,000	—
02 地方消費税清算金	17,317,000	—	17,317,000	—
03 地方譲与税	12,000,000	—	12,000,000	—
04 地方特例交付金	130,000	—	130,000	—
05 地方交付税	145,000,000	—	145,000,000	—
06 交通安全対策特別交付金	290,000	—	290,000	—
07 分担金及び負担金	923,189	—	923,189	—
08 使用料及び手数料	4,803,032	—	4,803,032	—

款	補正前の額	補正額	計	頁
09 国庫支出金	57,523,711	476,192	57,999,903	141
10 財産収入	994,693	—	994,693	—
11 寄附金	100	—	100	—
12 繰入金	95,476,467	—	95,476,467	—
13 繰越金	8,140,656	—	8,140,656	—
14 諸収入	15,622,782	—	15,622,782	—
15 県債	59,814,000	—	59,814,000	—
歳入合計	488,535,630	476,192	489,011,822	—

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
01 議 会 費	951,175	—	951,175				—	
02 総 務 費	33,108,128	476,192	33,584,320	476,192			143	
03 民 生 費	58,782,421	—	58,782,421				—	
04 衛 生 費	25,495,834	—	25,495,834				—	
05 労 働 費	6,458,733	—	6,458,733				—	
06 農 林 水 産 業 費	31,084,110	—	31,084,110				—	
07 商 工 費	64,014,497	—	64,014,497				—	
08 土 木 費	47,013,936	—	47,013,936				—	
09 警 察 費	22,532,647	—	22,532,647				—	

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				頁
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
10 教育費	85,704,470	—	85,704,470				—	
11 災害復旧費	9,796,520	—	9,796,520				—	
12 公債費	84,791,199	—	84,791,199				—	
13 諸支出金	18,651,960	—	18,651,960				—	
14 予備費	150,000	—	150,000				—	
歳出合計	488,535,630	476,192	489,011,822	476,192			—	

2 歳 入

(款) 09 国庫支出金

(項) 03 委 託 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 総務費委託金	391,851	476,192	868,043	03 選挙費委託金	476,192	衆議院議員総選挙臨時啓発費 2,192 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 474,000
計	1,204,140	476,192	1,680,332			

3 歳 出

(款) 02 総 務 費

(項) 05 選 挙 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節 分		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 選挙啓発費	1,523	2,192	3,715	2,192			11 需用費	555	1 衆議院議員総選挙臨時啓発費 市交付金 事務費	2,192 785 1,407
							12 役務費	432		
							14 使用料及び 賃借料	420		
							19 負担金、補助 及び交付金	785		
05 衆議院議員 総選挙及び 最高裁判所 裁判官 国民審査費		474,000	474,000	474,000			01 報 酬	150	1 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官 国民審査費 市町村交付金 選挙公営負担金 不在者投票特別経費 事務費	474,000 349,930 72,420 7,895 43,755
							08 報 償 費	60		
							09 旅 費	700		
							11 需用費	37,135		
							12 役務費	2,970		
							13 委 託 料	1,500		
							14 使用料及び 賃借料	1,240		

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
								19 負担金、補助 及び交付金	430,245		
計	287,328	476,192	763,520	476,192							

